

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。

また、本公示に係る契約締結は、当該業務に係る令和7年度補正予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和8年1月29日

国立大学法人宮崎大学

契約担当役 理事 坂本 秀敬

1 業務概要

（1）業務名 宮崎大学（木花）体育館等改修設備設計業務

（2）業務内容 体育館及び工学部B棟の老朽改善、省エネ化及び機能強化を図るための改修設備設計業務

体育館 RC2 3, 296㎡（改修延べ面積3, 289㎡）

工学部B棟 RC2 2, 548㎡（改修延べ面積1, 780㎡）

（3）履行期限 令和8年3月31日（火）

（ただし、財務法の定めによる承認を得た後に令和8年7月31日（金）まで延長予定であり、部分引渡しを要する指定部分の履行期限は次による。）

①体育館（Ⅰ・Ⅱ期）改修

・電気設備設計図、給排水衛生設備設計図、空気調和設備設計図（Ⅰ期）
：令和8年5月29日（金）

・積算数量算出調書（Ⅰ期）：令和8年5月29日（金）

・工事費内訳書（Ⅰ期）：令和8年6月30日（火）

②工学部B棟改修

・電気設備設計図、給排水衛生設備設計図、空気調和設備設計図：令和8年6月5日（金）

・積算数量算出調書：令和8年6月5日（金）

・工事費内訳書：令和8年7月3日（金）

①及び②の部分引渡しに係る業務委託料は、前払金を除き業務全体の完了をもって支払う。

（4）本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

（1）技術提案書の提出を求める者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体企業又は（2）に掲げる条件を満たしている

設計共同体であること。

①単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成 13 年 1 月 6 日文部科学大臣決定）第 3 章第 32 条で定める競争参加資格について、令和 7・8 年度設計・コンサルティング業務のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。
- 3) 参加表明書の提出期間の最終日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から、「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 346 号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4) 経営状況が健全であること。
- 5) 不正又は不誠実な行為がないこと。
- 6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

なお、分担業務実施方式により構成している共同体のうち、建築設備関係業務のみを分担する構成員についてはこの限りではない。

- 8) 設備設計一級建築士又は、建築設備士の資格を有する管理技術者を当該業務に配置できること。
- 9) 九州管内に本店、支店又は営業所が所在すること。

②設計共同体

2（1）①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「宮崎大学（木花）体育館等改修設備設計業務」に係る設計共同体としての登録を行っていること。

（2）技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

① 担当予定技術者の能力

資格、同種又は類似業務の実績

同種業務 R C 造、S R C 造又は S 造で、地上 2 階建て以上、かつ延べ面積 2, 0 0 0 m²以上の屋内体育施設・付属施設、校舎、教育・研究・実験施設の新営又は全面設備改修工事に係る設備実施設計

類似業務 R C 造、S R C 造又は S 造で、かつ延べ面積 1, 0 0 0 m²以上の学校又は国、特殊法人等（※）、地方公共団体が発注した施設の新営又は全面設備改修工事に係る設備実施設計

（※）「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第二条に定める特殊法人等」

② 技術提案書の提出を求める者の能力

技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績

（3）技術提案書を特定するための評価基準

① 担当予定技術者の能力

資格、同種又は類似業務の実績

② 技術提案書の提出を求める者の能力

技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績

③ 業務の実施方針

業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性、業務に対する取組意欲

④ 課題についての提案

提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

3 手続等

(1) 担当部局 〒889-2192

宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地

国立大学法人宮崎大学施設環境部企画管理課総務係

電話 0985-58-7127

メールアドレス kikaku_soumu@of.miyazaki-u.ac.jp

(2) 説明書等の交付期間、交付方法、申し込み方法

令和8年1月29日（木）から令和8年2月9日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後13時まで。）、電子メールにより交付する。

説明書等の交付に当たっては無料とし、希望する者は、上記3（1）の申し込み先（電子メールアドレス）に会社名、担当者名及び連絡先（会社住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス）を明記して申し込むこと。受信確認後、申込者にデータのダウンロード用URLを記したメールを返信する。

申請電子メールの件名：【説明書等申込】「宮崎大学（木花）体育館等改修設備設計業務」（会社名称）

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年2月9日（月）13時00分

提出方法：以下の2点のいずれかにより提出する。

1) 電子メール（提出先は上記3（1）に記載のメールアドレス）

件名は【表明書類提出】「宮崎大学（木花）体育館等改修設備設計業務」（会社名称）とし、ダウンロード用URLや圧縮等を用いて容量を減らすこと。

2) 書面（ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（最終日は正午まで））

持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）による。

提出場所：上記3（1）に同じ。（持参、郵送または託送の場合）

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年3月2日（月）13時00分

提出方法：上記3（3）に同じ。ただし電子メールの件名は【技術提案書類提出】「宮崎大学（木花）体育館等改修設備設計業務」（会社名称）とすること。

提出場所：上記3（1）に同じ。（持参、郵送または託送の場合）

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 当該業務に直接関連する他の業務の一部を契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3(1)に同じ

(8) 記2(1)①に掲げる資格を満たしていない者も記3(3)により参加表明書を提示することができるが、記3(4)の提出期間の最終日において、当該資格を満たしていないなければならない。

(9) 詳細は説明書による。